

平成30年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成30年12月25日(火)
場 所 岐阜県議会棟 第2面会室

岐 阜 県

午前10時00分開会

(事務局) ※神田室長

失礼します。お諮りの時間が参りましたので、ただ今から平成30年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに高井林政部長から挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※神田室長

本日は、委員11名中、9名の方の出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性の確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※神田室長

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会の議長につきましては会長が務めることとなっております。会長職につきましては、皆様方のご協力のもと選任手続きを経て、服部委員にお願いしたところでございます。では、会の進行を服部会長にお願いいたします。服部会長、よろしく申し上げます。

～服部会長あいさつ～

(服部会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録の署名者に正村委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは1つ目の議事に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

それでは、審議事項の諮問文を事務局より朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第471号 平成30年12月21日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
平成30年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区及び木曽川森林計画区の地域森林計画の変更について

(服部会長)

それでは諮問を受けました議第1号「揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「宮・庄川、長良川、飛騨川、木曽川各森林計画区の地域森林計画の変更について」の審議をいたします。事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 大橋係長

～資料1～7に基づき揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立及び宮・庄川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。)

(服部会長)

ただいま説明のございました「揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「宮・庄川、長良川、飛騨川、木曽川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、皆さまよりのご質疑、ご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(正村委員)

11ページについて、基礎的なことを教えていただきたいと思います。これまでも同じ方式で算定されていると思いますが、最近の状況の変化というのは、バイオマス、燃料用材などに大きく分けているということで、そのA、B、Cそれぞれ、全体の伐採量

でドンとやっておるということなのか、その辺、A、B、C材の案分というのは特段考慮する必要はなかったのでしょうか。

(事務局) ※神田室長

伐採量につきましては、A、B、C材の考慮はしておりません。C、D材、バイオマス燃料の需要につきましては切り捨て間伐、あと主伐を行ったもの等が出てくると考えております。

(服部会長)

正村委員よろしいでしょうか。

(正村委員)

はい。

(中島委員)

いいですか。

(服部会長)

中島委員どうぞ。

(中島委員)

前計画の実行についての質問ですが、8ページ。主伐の伐採計画、主伐の針葉樹・広葉樹53.4%というのは、伐採の実行歩合ということですが、その次のページの造林の方ですね。これは表裏一体の部分だと思いますが、人工造林についての実績は102.4%、伐採については53.4%。これはどういう考え方でこういう風になったんですかね。

(事務局) ※神田室長

まず、揖斐川計画区につきましては、本巣市の旧根尾村のところで旧公団造林が行われておりまして、天然林を切ってそこに植栽をするということが今でも行われております。広葉樹のところについても主伐され、人工造林が行われているということで、このような結果になったということです。

(中島委員)

ちょっと待ってください。旧公団造林というのは、もともと昔から民有林の世界で考えておったんですね。

(事務局) ※神田室長

そうです。

(中島委員)

いや、だから、伐採の実績が53.4%。haあたり3,000本植えると単純に考えた場合に造林の方が100%を超えていて、伐採量が50%強だと、これは一般論として理解できないのではないかと、僕は思います。

(事務局) ※神田室長

もともと主伐のところは天然更新が多いわけです。

(中島委員)

ただ、天然更新は実績が0%ですからね。

(事務局) ※神田室長

天然更新は575haに対して262haということで、262haは天然更新でございます。計画に対しては50%を切っておりますけれども、主伐の針葉樹・広葉樹のところに対して、針葉樹のところはほとんど人工造林されたと考えられますが、広葉樹のところについても人工造林がされたということで人工造林が計画に対して150%近くという結果になったということです。

(中島委員)

後から教えてください。

(服部会長)

その他はございますでしょうか。

(正村委員)

ひとついいですか。25ページのところで、28年度空中写真を撮影してみえるみたいなのですけれども、県では今航空レーザー測量を進めていらっしゃるというふうに聞いておりますが、その進捗状況について教えていただきたいと思っております。

(田中治山課長)

今現在、航空レーザー測量は、治山事業で実施しております、今の段階で約7割程度ぐらいが実施済みということでございます。今年度も実施をしており、あと3年くらいで完了すると思われまます。

(正村委員)

その航空レーザー測量の成果を集約化にというような話も出ているのですけれども、県の方のデータを活用した集約化に向けた方針とか取組みの状況があれば教えてください。

(事務局) ※神田室長

昨年度、試行的に空中写真と航空レーザー測量のデータを使って、森林簿の修正を試みたのですが、精度を高くすることができないということで、森林簿の更新は今の段階では難しいということです。現段階では森林計画の関係でレーザー測量を使用することは考えておりません。

(正村委員)

有効な手段だということも聞いておりますので、活用するように検討していただければと思います。

(臼井森林整備課長)

航空レーザー測量の活用につきましては、集約化とは直接関係ないですが、森林研究所の方で作成されたCS立体図だとか微地形図などは、路網計画を行う上で非常に有効な資料として利用させていただいております。森林経営計画を作る上でも路網というのは非常に大事なもので、そういった面で成果の活用というのは進めつつあります。

(服部会長)

その他ご意見ご質問はありますでしょうか。

(中原委員)

いろんなことを積み上げて、これだけのものを作っていることに対しては、御苦労をお察ししますが、これを私らが真に受けるつもりはない。1年間に造林面積385ha、皆伐面積420ha、加えて切り捨て間伐が6,520haとか莫大な面積がある。これが今の岐阜県のマンパワーで、僕は到底できない数字だと思います。これが1年の数字でこれが延々と続いていて、これがある意味100年の森づくりのターゲットを見据えた上での第1段階、第2段階、第3段階とは分かるのです。

ただ、ここでやらなきゃいけないことは、それに連動した、冒頭に林政部長の挨拶であったように、ジョブステーション、マンパワーをどうするかです。アカデミーのエンジニア科をもっと増やすとか、いろんなことがあると思う。それに加えて造林では、苗木、猫も杓子もコンテナ苗、コンテナ苗。裸苗だったら200本背負って上まで行くわけですよ。コンテナ苗200本背負って誰が行くのですか。だから条件が揃ったところはコンテナ苗で造林して、どうにもならないところは裸苗も連動して種苗を育てるとか、そういった諸々の付帯事項があるわけです。それがないと、ここで審議して、しゃんしゃんといっても、いつまでたっても変わらない。何のために審議しているか分からない。何のためにみなさんが数字を積み上げたか分からないということが出てくる。

森林環境譲与税とかいろいろなものが出てくる中で、やっぱり補助金とかそういったものの交付の仕方とか、それと、マンパワーの問題とか、いろんな問題が出てきている。

林業機械なんて買ったってどうにもならない。それよりも人ですよ、人。それと、制度を。今まではどの団体も補助金をもっとよこせと言っていた。今は潤沢過ぎちゃって、補助金くれて言うセリフもなくなって、勉強不足も甚だしい。そうになると、僕らもど

う使っていくかっていうことを考える時、行政サイドも今までのように、使わせたるぞという配分ではなくて、どう使わせるかという考え方で、仕組みの緩んでいるところを、締めるところを締めていかなければならないと思う。金だぶだぶで駄目な産業なんて聞いたことがない。他の業者はびっくりすると思う。その辺を踏まえた上で、実際にやろうと思うところに付随したところを強化することを是非お願いしたい。そうじゃないと、毎年同じことをやって、結局、林業やってる人のやる気がないだけ、補助金食つとるだけというふうに言われたら、私ら納得いかない。

だから、そうならないように、是非そのアクションする部分をもっと具体的な形で、もっとシビアに積み上げていただかないと、計画はいいのだけれども、岐阜県の山はちっともよくなる。お金も余ってどうしようもない。その業界の人たちが、使い方が悪いので終わってしまって、何も残らないような気がします。是非そういうところを踏まえて林政部長にやっていただけると、この上なき幸せと存じます。

(高井林政部長)

今出ておりましたけれども、森林技術者と言いますか、いわゆるマンパワーのことですが、これはもう喫緊の課題ということで、この4月に森のジョブステーションを立ち上げさせていただきました。

森林技術者が933人ぐらいということで、当面第3期の岐阜県森づくり基本計画の最終年度の34年度には1,275人と、そうしないと基本計画でいう木材生産量を達成できないと思っております。今、森のジョブステーションでは相談件数は多くなりましたけれども、まだまだです。今の計算では毎年100人ずつ増やさないとマンパワーが足りないということになりますので、テコ入れはしていますけれども、これは如何せん県内の有効求人倍率で2を超えているということで、全国でも5本の指に入るくらいでございますので、何とか皆様方のお知恵をいただきながらこの森のジョブステーションを活用したいと思っております。

確かにこの計画、今の主伐、素材生産量についても、マンパワーのことについてはあまり加味しておりません。例えば機械化である程度素材生産量を上げるとかは勘案しておりますけれども、やはりマンパワーは増えるという前提で計算をしておりますので、その点については我々も真剣に取り組まなければならないと思っておりますので、またお知恵をお借りしたいと思っております。

(平井次長)

もう一点よろしいでしょうか。先ほどアカデミーの話もありましたけれども、今コンソーシアムの企業様方のご協力をいただきまして、アカデミーの県内の就職率が約8割になっております。数年前はアカデミーのエンジニア科を卒業して2年間技術者として養成した人を、5割県内に定着させれば御の字だったんですけれども、今は本当に民間企業さんや事業体さんが危機感を持っていただいております、アカデミーから積極的に採用していただいて、どんどん伸びていっています。アカデミーでそうやって技術者を養成すれば、県内で活躍していただける人材も増えていくということで、アカデミーとしてもこれからどんどん力を入れていきたいと思っておりますので、是非皆様にもア

カデミーを応援していただければと思っております。

(中原委員)

平井次長が言うようにそれは確かにそうなんです。ただ、より一層そういうことが具体的に求められてくる状況になると、アカデミーのエンジニアの人達が、2年間、わずか2年間なんです、その中で習得しなければいけないことというのは、先生が今までどおり山師というのはこういうものやと、これでいいんやということよりも、民間のコンソーシアムの人たち、民間の事業者の人たちが受け入れてどれだけ使えるか、そういった実践的なカリキュラムを精査して、現実に即した形、社会に貢献できる、企業に貢献できる、岐阜県の林業に貢献できる人材を、短い時間でフィールドでやりながらできるように、そういった科目、カリキュラムをより一層、加速度的に進めていただくと、私達も非常に喜んで、諸手を挙げて受け入れたい。

それと、それがイコール、質が上がるということは岐阜県の人のみならず、県外からもこぞって集まる岐阜アカデミーというブランド化もできると思うので、是非そういったことも教務課の方にご指示いただきたいと思っております。以上です。

(服部会長)

その他ご意見はございませんでしょうか。それではご意見も尽きたようでございますので、お諮りをさせていただきたいと思っております。議第1号につきましては、原案のとおり決定することを適当と定める旨、答申してよろしいでしょうか。

～異議なし～

(服部会長)

ありがとうございました。意義なしということで、議題1号につきましては原案のとおり可決承認をいただきました。

なお、ここで、答申文(案)を作成しますので、しばらく休憩とさせていただきます。

～休憩後再開～

(服部会長)

それでは、審議会を再開させていただきます。
事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文（案）朗読

(案)	岐阜審第2号 平成30年12月25日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 服部 秀洋
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）	
平成30年12月25日付け林第471号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく揖斐川川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区及び木曾川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(服部会長)

ただいま朗読をいただきました内容でご異議ございませんでしょうか。

(高井林政部長)

すみません。今、（配布した）答申文の日がちが12月25日付となっておりますけれども、（冒頭配布した）諮問文を見ていただきますと12月21日付になっております。

(服部会長)

再度確認をいたしますが、提出の日付を訂正するというので、この内容で異議はございませんでしょうか。

※答申文（案）の本文中、諮問の日付について、「～25日付け～」を「～21日付け～」に訂正

～異議なし～

(服部会長)

ありがとうございました。本日も審議いただく議事については以上でございます。

続きまして、報告事項に入ります。岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) ※田中治山課長

～資料8に基づき林地部会の審議状況等について説明～

(服部会長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら伺いたいと思います。

(正村委員)

ちょっと質問ですけど、岐阜刑務所の北側の山に大変大きな太陽光発電施設がありますが、あれも林地開発許可の対象案件なのですか。

(事務局) ※田中治山課長

(岐阜市) 秋沢のところですか

(正村委員)

はい、秋沢です。

(事務局) ※田中治山課長

あれは、以前の(森林審議会の林地開発許可報告)案件になるかと思えますけれども、許可をしまして既に完了しているところですか。

(正村委員)

あれは、水路工とかそういうものは設置してあるのですか。

(事務局) ※田中治山課長

当然、必要な排水施設等につきましては設置してあります。

(正村委員)

あまり外形的に確認できなかったもので。

(中原委員)

今の正村委員が仰った太陽光パネルの開発は、温暖化防止(ということ)で森林伐採して太陽光パネル周辺の気温が上がるという、明らかにおかしいことをやっている。

ああいうものが、「私の土地がありますから、今1haを太陽光パネルやります」という方向から今、不動産さん屋なんかガバーンと(森林を)集めて、それを分割して「一口10万円出すと年何%で回しますよ」というファンド的な証券化をしているので

す。だから（森林を）持っていないなくても、「あっ、これで銀行の0.01%よりは良い」という風で（投資が進み、太陽光パネルの林地開発が進むのに）関連しているのだけでも。

ああいった開発は、今後増えてくるのに対して、保安林はもちろん規制があるのだけど、普通林とか（は、保安林ほどの規制がなく、太陽光パネルまで送電）線を引っぱってくるから、当然民家に近い所になるのですよね。いわゆる僕らでいう里山の部分。

それに対して、林業行政としては、（林地）開発は、どういう立ち位置にあるのですか。ノータッチですか。

（事務局）※田中治山課長

（林地開発）許可の方からいきますと、申請が上がってきて審査しまして、（森林法に定める林地開発許可基準の）4要件ですね、防災とかそういった部分につきまして審査して、それが適正であれば許可を出す、ということで現在進めております。

（中原委員）

分かりました。

（宇佐美委員）

先ほどからの話ですけど、私も（岐阜）刑務所の裏の道を通るときに、すごく急斜面に太陽光（パネル）があるように見えるのですが、ああいうものに対する規制はあるのですか。許可をするのに、角度何%まで抑えなければいけないとか。素人を見て、土砂災害というか、大雨が降ったときにあのままズルッといきそうな位、急に見えるのですけど。

ああいうものを設置するのに対して、建築で言うと建築基準法みたいなものがありますけど、そういうものは無いんでしょうか。

（事務局）※田中治山課長

林地開発（許可の審査）では、斜面の（許可）基準はございまして、基準に合致するというのであれば許可をしている、というところでございます。

（宇佐美委員）

じゃあ、あれは合致している、ということなのですね。

（事務局）※田中治山課長

当然、造成するときは審査いたしますので、それに合致しているということで許可を出したということでございます。

（宇佐美委員）

分かりました。

(向井委員)

関連する条例、景観条例とかそういう情報は、林地部会に入ってくると思います。

そちらの方(条例)であまり文句を言われぬのに、林地部会としては(許可)基準を満たしていれば(林地開発)許可しないとダメという風に(森林法上)なっています。

申請があった場合は(林地開発許可基準を満たしているものは)許可するという風になっていますので、やっぱり景観(条例)とか、そっちの方から(太陽光パネルの設置)基準を厳しくしてもらいたいと思います。

(中原委員)

これって、たまたま山がかかったから、山のパネルの話と、皆さん(意識が)ある訳ですよ。秋沢って超有名な話なのですよね。

今度、逆にいうと田畑にやるところもある訳ですよ。そうなってくると、そもそも太陽光パネルの設置に伴う補助金が出ているじゃないですか。「これOKですよ」と(補助決定を)するのは、商工労働部か、経産省から(権限を)受けた(機関は)、どこにあるのですか。それだけちょっと教えてください。

(長沼次長)

それ(発電された電気が固定価格買取制度の対象となる太陽光パネルの事業計画の認定)については、規模に応じて、経済産業大臣が認可すると、中部経済産業局長が認可するのがありますので、それは、規模によって違います。

それと、先ほどご懸念されている太陽光パネルの設置の足(架台)をどれだけ埋めないといけないとか、そういった基準というのは、実は林地開発許可では審査しておりません。

さきほど言いました、斜面の角度、法面をどのような角度に切ってやれば防災上問題が無いか、実は、そこ(太陽光パネルの設置方法)は、いわゆる経済産業局の認可の対象になってくるんですけど、台風に耐えられるのかとか、そういったところが皆さんのご懸念のところかなと思っています。

さきほど、治山課長が言いましたように、(県は、森林法に定める林地開発許可基準の)4要件を満たしていると許可をしなければならないという立場です。それが農地であれば、農転と関わってきますけれども、太陽光パネルを設置することに対する基準は、経済産業省の関係になる、ということです。

それから中原委員が言われたとおり、(固定価格買取制度の認定を受けた事業計画の)権利を買って売るといふようなことを厳しくするように、(平成24~26年度に)その認定を得てから(運転が開始されないままの案件で)、実際に(系統連系)工事(申込み)を来年9月末までに着手し(電力会社に受領され)ないと、その売電に有利な価格は使えませんよ、という風に締め切られておりますので、権利だけを転売するようなものは締められるようになっております。

(中原委員)

そうすると、しょうがないですね。

(宇佐美委員)

いや、一度見てて怖いなと思って、それだけなのです。

(中原委員)

農地の方も同じ話なんじゃないですか。

農地の方でも、こういった審議会で、「畑にどえらいパネルができて、どうなっているんだ」と。

(長沼次長)

農林事務所長をしていた時代に、やはり農転の許可申請が出てきまして、林地（開発許可申請）以上に、農地（転用許可申請の件数）はありまして。

結局それは、地元の農業委員会さんの方に諮られて、「いいですよ」と。いわゆる第一種農業地域ですと非常に（農地転用は）厳しいですので、そこを転用するに当たっても同じように基準等に照らし合わせて審査されます。

(中原委員)

分かりました。

(服部会長)

よろしいでしょうか。ご意見もないようございますので、以上で、この報告事項について終わります。

以上をもちまして、議事の方を全て終了させていただきました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(事務局) ※神田室長

服部会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただき、確定版を改めて送付させていただきます。

では、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午前11時10分閉会